

ことわりのないものは4月1日(金)から申し込み開始。FAXでの問い合わせは広報課☎2994-0706へ



お知らせ

平成28年度国民年金保険料は
月額16,260円

4月初旬に納付書を郵送します。
前納用の納付書で、記載の期限内に
納めると割引になります。

前納割引額 ▼1年前納…191、
660円(3、460円引き) ▼
半年前納…96、770円(79
0円引き)

問 所沢年金事務所
☎2998-0170

固定資産税の縦覧・閲覧

◆平成28年度固定資産税の縦覧
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等
縦覧帳簿で市内の土地・家屋の価格
を、自分のものと比較できます。

期間 4月1日(金)～5月31日(火)

対 納税者(本人) ▼同居の親族
委任状(法人の場合は代表者印を
押印)を持参の代理人

持 本人確認書類(運転免許証・パス
ポート・健康保険証など)

◆固定資産課税台帳の閲覧
平成28年度の本人資産の価格など
が閲覧できます。

期間 平成28年4月1日～29年3月
31日(金)

対 納税義務者(本人) ▼同居の親
族 ▼委任状(法人の場合は代表者

夜間納税・相談窓口

◆開設日時
4月1日(金)・28日(木)、5月2日(月)
午後5時15分～8時

**市税の納め忘れは
ありませんか？**

問 市役所 2階 収税課
☎2998-9073

印を押印)を持参の代理人 ▼借地
人・借家人 ▼売買・相続で1月1
日以降に所有者になった方など

持 対象者と確認できるもの(賃貸
借契約書、登記事項証明書など)

▼本人確認書類(運転免許証・パ
スポート・健康保険証など)

費 2000円/1回(5月31日(火)まで
は、納税義務者は無料)

問 市役所 2階 資産課税課
☎2998-9068

◆日常生活用具の人工喉頭
埋込型人工鼻を追加

対 音声機能障害で身体障害者手帳の
交付を受け、常時埋込型人工喉
頭を使用の方

問 障害福祉課 ☎2998-9116

◆高齢者交流・研修支援事業補助金
(日帰り貸切バスの補助)

対 次の要件を全て満たす団体
▼規約・代表者の定めがあり、高
齢者福祉または地域に寄与する活動
を継続的に行う ▼市内在住の60歳以
上の方20人以上で構成 ▼原則60歳以
上 ▼法人でない

条件 ▼平成29年3月
末までに、60歳以上
が20人以上で利用
▼1団体年度1回のみ
補助額 3万5千円

申請 4月15日(金)までに、
団体名・代表者氏名・住所・電話
番号・利用希望月を〒359-8501 市役
所 1階 高齢者支援課 ☎2998-9120
9120に直接・郵送

◎申し込み多数の場合は抽選です。
締め切り後も予算に余りがある場合
は申し込みを受け付けます。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度
児童扶養手当

対 次のいずれかに該当する18歳まで
の児童を養育している父母など
▼父母が離婚 ▼父または母が死亡
した ▼父または母に一定の障害があ
る ▼その他の理由で父または母がい
ない

◎高額療養費や付加給付金を除く、
保険診療分の自己負担金が対象です。

◆児童扶養手当
対 次のいずれかに該当する18歳まで
の児童を養育している父母など
▼父母が離婚 ▼父または母が死亡
した ▼父または母に一定の障害があ
る ▼その他の理由で父または母がい
ない

◎高額療養費や付加給付金を除く、
保険診療分の自己負担金が対象です。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度
児童扶養手当

対 次のいずれかに該当する18歳まで
の児童を養育している父母など
▼父母が離婚 ▼父または母が死亡
した ▼父または母に一定の障害があ
る ▼その他の理由で父または母がい
ない

◎高額療養費や付加給付金を除く、
保険診療分の自己負担金が対象です。

対 次のいずれかに該当する20歳未満
の子どもを養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3
級、4級のいずれかまたは重度の内科的
疾患がある ②療育手帳(A、B) ③
精神疾患、血液疾患などで①または
②と同程度の障害

手当月額 ▼1級：51,500円
▼2級：34,300円

留意事項 ▼申請者やその配偶者、
生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の
所得制限あり ▼子どもが公的年金
を受けられる場合、施設入所して
いる場合は対象外

問 こども福祉課 ☎2998-9223

◆高額介護合算療養費を支給

後期高齢者医療保険と介護保険の
自己負担合計が一定額を超えた場合
超過分を支給します。対象者に申請
書を送りました。

◎平成26年8月から27年7月までに
県外から転入した方は、申請書が届

かなくても対象となる可能性があります。
お問い合わせください。

問 国民健康保険課(後期高齢者医
療担当) ☎2998-9218

◆ねたきり老人等介護者手当

対 市内で要介護4以上の高齢者と
同居し、在宅介
護をしている
方

◎要介護者が直
近1年間で6カ
月連続して①入院、施設入所、シヨ
ートステイなどが7泊以内 ②要介
護4以上であることが条件です。

支給額 4万円(年度1回)・在宅
介護リフレッシュ事業利用券2枚

問 高齢者支援課 ☎2998-9120

◆重度心身障害児者医療費助成

対 次のいずれかに該当する方の保険
診療一部負担金
①身体障害者手帳1～3級 ②療育
手帳(A、B) ③精神障害者保健福
祉手帳1級 ④一定の障害があり、埼
玉県後期高齢者医療広域連合の認定
を受けた

一定の障害 ▼身体障害者手帳の4
級の一部(音声または言語機能障
害、下肢機能の著しい障害) ▼精
神障害者保健福祉手帳2級 ▼障害
基礎年金1級、2級

◎65歳以上で新たに重度障害者とな
った方は、助成対象外です。

問 障害福祉課 ☎2998-9116

◆空き店舗への新規出店補助

対 市内商店街の3カ月以上の空き店
舗に新規出店する市内在住の個人
または市内に本拠地がある法人

補助額 対象経費の3分の1以内
(限度額120万円)

パパ・ママ応援ショップ 優待カードが新しくなります!

協賛店でカードを提示すると、商品の割引
やポイントの優遇などのサービスが受けられ
ます。4月以降も対象になる方には、帯がピ
ンクの新しいカードを配布します。

4月から県外の
協賛店でも使える
ようになります。
協賛店・優待内容
は県HPでご覧にな
れます。

対 中学生までの子どもがいる家庭、妊娠中
の方がいる家庭
配布窓口 市役所 2階 こども支援課、まち
づくりセンター、サービスコーナー(所沢
駅・狭山ヶ丘・小手指)

◎保育・幼稚園児、小・中学生がいる家庭は
通園・通学先から配布します。

持 子どもの健康保険証など、妊娠中の方は母
子健康手帳

問 こども支援課 ☎2998-9124

◆中心市街地のにぎわいを創出する
団体に補助金を交付

対象事業 中心市街地の各商店街区
域で実施する事業で、商店街・中
心市街地活性化拠点施設(野老澤
町造商店)と連携したもの

補助額 対象事業経費の2分の1以
内(限度額20万円)

◎予算の範囲内
で交付します。

申請申請書と必
要書類を市役
所別館商業観
光課 ☎2998-9155
8155に提出

◎申請書は商業観光課、市HP(「に
ぎわい」で検索)で入手できます。

◆商業経営者グループの
研究活動費の一部補助

対 市内在住または市内に事業所があ
る商業経営者で構成する5人以上
のグループ

対象事業 ▼経営手法の開発 ▼販路
開拓 ▼経営改善 ▼商品開発 ▼商業
の発展を目的とした市内で実施す
る調査・研究・イベント

対象経費 ▼調査活動費 ▼研修費
▼消耗品費 ▼印刷製本費など

補助額 対象経費の3分の1以内
(限度額20万円/年度1回)

申請申請書と必要書類を市役所別館
商業観光課 ☎2998-9155
に提出

◎申請書は商業観光課、市HP(「経
営者」で検索)で入手できます。

◆障害者雇用推進企業支援補助金

市内事業者が障害者を雇用する際
の経費を予算の範囲内で交付します。

種別	対象経費・条件	補助額(限度額)
事業補助	新規雇用の際、または 半年以内に実施する設 備改修、改修前調査、 社員研修など	対象経費の3分の1 (改修は50万円、調 査・研修は10万円)
雇用助成	ハローワーク、ところ ざわ就労支援センター を通じて市内在住者を 新規雇用	週20時間以上勤務は 年間10万円、週30時 間以上勤務は年間20 万円(翌年は半額)
職場実習	5日以上の職場実習を 実施	1人1回のみ・1人 当たり2万円

問 産業振興課 ☎2998-9157